

別紙

「Road to EXPO! とくしま魅力発信事業 in 関西」の  
イベント実施に関する企画及び運営等業務 仕様書

**1 業務名称**

「Road to EXPO! とくしま魅力発信事業 in 関西」のイベント実施に関する企画及び運営等業務

**2 業務目的**

「2025年大阪・関西万博」の開催を控えた関西圏において、徳島県の魅力を発信し、「若者」等を主なターゲットとして「徳島ファン」の拡大を図るため、「阿波おどり」を核としたイベント開催や効果的なPRを実施する。

**3 契約期間**

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

**4 委託上限額**

金3,656,000円（税込）

**5 委託業務内容**

本委託業務では、事業の企画・広報・準備・実施運営・撤収等、一切の業務を委託する。

なお、事業の企画・運営にあたっては次の条件に基づき、関係者と綿密な連絡調整の上、演出・レイアウト・照明等について企画し、業務を行うこと。

**6 事業条件**

(1) 「Road to EXPO! とくしま魅力発信事業 in 関西」EXPO TRAIN 2025 大阪モノレール号  
イベントの企画・調整

<EXPO TRAIN 2025 大阪モノレール号イベント>

開催日：令和6年7月13日（土）

（モノレール号出発時間 1便目 13：30～、2便目 18：00～）

場 所：大阪モノレール列車内及び万博記念公園駅の指定箇所

内 容：大阪モノレール列車内での徳島県をPRするための飲食物の提供や万博記念公園駅の指定箇所（昨年度例：万博記念公園駅構内ステージ100㎡、13ブース出展）での物産販売・PRブース設置、阿波おどり公演等

ア 上記事業の実施に関し大阪モノレールと調整を行うこと。

イ ブース出店者・ステージ出演者（市町村物販・ゆるキャラ等）と連絡調整を行うこと。

ウ 徳島県産の食材を使用した弁当や地酒等を調達すること（調達・用意に係る費用は本事業費とは別に大阪モノレールが1部を負担する。）。

なお、弁当の必要数は上限260食（食事については1食1,500円程度を目安とする。）まで、地酒等は252本（720mlの場合）までとする。

- エ 阿波おどりの出演（出演費を含む。）については、関西阿波おどり協会と調整すること。
- オ ブース及びステージ設置に係る費用は本事業費から支出すること。

## (2) 「Road to EXPO! とくしま魅力発信事業 in 関西」メインイベントの企画・運営

- ア 大阪府内の集客力のある、荒天の場合でも対応可能な会場（オープンスペース）において、徳島県を幅広くPRするイベントを開催すること。
- イ 開催時期は、10月～11月の休日とすること（開催期間1日）。
- ウ 阿波おどりをメインにした内容とすること。
- エ 徳島県の観光PRブースを設置・装飾すること。
- オ 徳島県をPRするための物産販売・飲食提供ブースを設置・装飾すること（受託者において、業者の選定・調整を行う。）。
- カ 大阪・関西万博PRブースを設置・装飾すること。
- キ 徳島の誇る伝統文化・歴史資源を体験できるブースを設置・装飾すること。  
（例：藍染め、阿波和紙、大谷焼、三好長慶 等）
- ク メイン舞台を設置・装飾すること。
- ケ メイン舞台において、阿波おどり公演を実施すること。
- コ 阿波おどり出演（出演費含む。）については、関西阿波おどり協会と調整すること。
- サ 阿波おどり出演者の控室を男女各1部屋ずつ用意すること。（机やイスも必要数用意すること。）
- シ 阿波おどり出演者以外の控室を用意すること。（机やイスも必要数用意すること。）
- ス メイン舞台におけるイベント（阿波おどり以外）を企画し、司会・シナリオを用意すること。  
（例：ご当地キャラキャラショー、クイズ大会 等）
- セ その他、効果的にPRを行うための提案をすること。

## (3) その他「Road to EXPO! とくしま魅力発信事業 in 関西」のために必要な事業

- (1)、(2) 以外に本事業の目的達成のため、予算の範囲内で効果的に実施できる事業があれば提案することができる。

## 7 業務内容

### (1) 共通事項

委託者と随時協議の上、「6 事業条件(1)～(3)」に基づき、事業を企画・調整・実施すること。

### (2) 「6 事業条件(1)」に関すること

ア イベントの運営管理に関すること

- (ア) ステージの借り上げ、借り上げに係る費用の支払いを行うこと。
- (イ) 関西阿波おどり協会等の団体やブース出展者の内容の調整、出演や出展に係る費用の支払いを行うこと。
- (ウ) その他、イベント運営管理に必要なこと。

(3) 「6 事業条件(2)」に関すること

ア イベントの広報・運営管理に関すること

- (ア) 会場の借り上げ、借り上げに係る費用の支払いを行うこと。
- (イ) 関西阿波おどり協会等の団体やブース出展者の内容の調整、出演や出展に係る費用の支払いを行うこと。
- (ウ) 集客・開催告知に必要な広報活動を行うこと。
- (エ) 必要な看板やパネルを制作し、設置すること。
- (オ) 運営管理に必要な管理監督者、全体の進行担当者等を配置すること。
- (カ) 観客・出演者の誘導に必要な人員を配置すること。  
なお、必要に応じて警備員を配置すること。
- (キ) イベントプログラム製作スタッフ・設営撤収補助スタッフ等を配置すること。
- (ク) 全体のプログラム・司会者や出演者の読み上げ原稿の作成・提出を行うこと。
- (ケ) 音響機材、ケーブル類のセッティング準備・運搬を行うこと。
- (コ) イベント保険へ加入すること。
- (サ) その他、イベント広報・運営管理に必要なこと。

イ イベント会場設営・撤去に関すること

- (ア) 体験型、物販等のブース設営一式
- (イ) 音響機器・録画録音機器・照明設備・備品設備・資材等一式
- (ウ) 各設備の適切な安全管理を行うこと。
- (エ) その他業務遂行に必要な設備を作成・手配するとともに、会場に設営すること。
- (オ) その他不要になった設備については撤去すること。

(4) その他

- ア 事業実施にあたっては、様々な徳島の魅力を効果的に伝える工夫を実施すること。
- イ イベント参加者が、自ら様々な徳島の魅力を積極的に情報発信できるような工夫をすること。
- ウ 徳島県緊急時対応計画（EAP）の策定・運用について徳島県と調整を行うこと。

## 8 成果品等の提出

事業終了後、令和7年3月31日（月）までに、徳島県関西本部あて、以下の成果品等を提出すること。

- (1) 業務に関して作成した全ての成果品を電子媒体に格納したもの2部
- (2) 実施報告書をA4版カラー冊子3部・電子媒体に格納したもの2部

## 9 著作権等の扱い

- (1) 成果品等のうち、実施報告書及び「6 事業条件(2)」の成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、徳島県が保有するものとする。  
なお、徳島県と受託者が協議の上、これと異なる取り扱いをすることができる。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、著作人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果品等に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

## 10 その他

受託者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、委託者と速やかに協議し、その指示に従うこと。